

細則 第 7334 号

生活協同組合コープかごしま

虐待防止のための指針

くらし支援部 福祉事業課	P 1
くらし支援部福祉事業課 コープ介護支援センター鹿児島	P 4
くらし支援部福祉事業課 コープ介護支援センター川内	P 7
くらし支援部福祉事業課 コープヘルパーステーション鹿児島	P 10
くらし支援部福祉事業課 コープヘルパーステーション川内	P 13
くらし支援部福祉事業課 コープヘルパーステーション鹿屋	P 16
くらし支援部福祉事業課 コープデイサービス田上にじいろ	P 19
虐待防止委員会組織体系図	P 22

2022年4月1日策定

# 虐待防止のための指針

生活協同組合コープかごしま  
くらし支援部福祉事業課

## 1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ①身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ②性的虐待：利用者にワイセツな行為をすること又は利用者にワイセツな行為をさせること。
- ③心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤経済的虐待：利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

## 2. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項について

### ①虐待防止委員会の設置及び開催

虐待発生防止に努める観点から「虐待防止委員会」（以下、「委員会」という。）を設置します。

委員会は、年1回以上開催し、次のことを協議します。

- (1) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- (2) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- (3) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (4) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

(5) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

(6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

## ②委員会の構成員

委員会の委員長はくらし支援部部長とする。委員の選任については、当該事業所の管理者及び福祉事業課課長、その他必要とされる者の中で委員長が指名した者とする。

### 3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を原則年1回および職員採用時に実施します。研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します

### 4. 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します

### 5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する基本方針

職員等が他の職員等による虐待等を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上長等に相談します。担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上長が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案が発生した原因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。事業所内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及

び再発防止策を併せて市町村に報告します。必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

**6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針**

当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにします。

**7. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針**

本方針で定める「虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

2022年4月1日 制定

# 虐待防止のための指針

生活協同組合コープかごしま  
くらし支援部福祉事業課  
コープ介護支援センター鹿児島

## 1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ①身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ②性的虐待：利用者にワイセツな行為をすること又は利用者にワイセツな行為をさせること。
- ③心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤経済的虐待：利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

## 2. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項について

### ①虐待防止委員会の設置及び開催

虐待発生防止に努める観点から「虐待防止委員会」（以下、「委員会」という。）を設置します。

委員会は、年1回以上開催し、次のことを協議します。

- (1) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- (2) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- (3) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (4) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切

に行われるための方法に関すること

(5) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

(6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

## ②委員会の構成員

委員会の委員長はくらし支援部部長とする。委員の選任については、当該事業所の管理者及び福祉事業課課長、その他必要とされる者の中で委員長が指名した者とする。

### 3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を原則年1回および職員採用時に実施します。研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します

### 4. 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します

### 5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する基本方針

職員等が他の職員等による虐待等を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上長等に相談します。担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上長が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案が発生した原因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。事業所内で虐待等の発生後、その再発の危

険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

6. **利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針**

当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにします。

7. **その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針**

本方針で定める「虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

2022年4月1日 制定

# 虐待防止のための指針

生活協同組合コープかごしま  
くらし支援部福祉事業課  
コープ介護支援センター川内

## 1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ①身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ②性的虐待：利用者にワイセツな行為をすること又は利用者にワイセツな行為をさせること。
- ③心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤経済的虐待：利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

## 2. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項について

### ①虐待防止委員会の設置及び開催

虐待発生防止に努める観点から「虐待防止委員会」（以下、「委員会」という。）を設置します。

委員会は、年1回以上開催し、次のことを協議します。

- (1) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- (2) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- (3) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (4) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切

に行われるための方法に関すること

(5) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

(6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

## ②委員会の構成員

委員会の委員長はくらし支援部部長とする。委員の選任については、当該事業所の管理者及び福祉事業課課長、その他必要とされる者の中で委員長が指名した者とする。

### 3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を原則年1回および職員採用時に実施します。研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します

### 4. 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します

### 5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する基本方針

職員等が他の職員等による虐待等を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上長等に相談します。担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上長が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案が発生した原因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。事業所内で虐待等の発生後、その再発の危

険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

**6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針**

当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにします。

**7. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針**

本方針で定める「虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

2022年4月1日 制定

# 虐待防止のための指針

生活協同組合コープかごしま  
くらし支援部福祉事業課  
コープヘルパーステーション鹿児島

## 1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ①身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ②性的虐待：利用者にワイセツな行為をすること又は利用者にワイセツな行為をさせること。
- ③心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤経済的虐待：利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

## 2. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項について

### ①虐待防止委員会の設置及び開催

虐待発生防止に努める観点から「虐待防止委員会」（以下、「委員会」という。）を設置します。

委員会は、年1回以上開催し、次のことを協議します。

- (1) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- (2) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- (3) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (4) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切

に行われるための方法に関すること

(5) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

(6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

## ②委員会の構成員

委員会の委員長はくらし支援部部長とする。委員の選任については、当該事業所の管理者及び福祉事業課課長、その他必要とされる者の中で委員長が指名した者とする。

### 3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を原則年1回および職員採用時に実施します。研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します

### 4. 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します

### 5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する基本方針

職員等が他の職員等による虐待等を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上長等に相談します。担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上長が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案が発生した原因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。事業所内で虐待等の発生後、その再発の危

険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

**6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針**

当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにします。

**7. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針**

本方針で定める「虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

2022年4月1日 制定

# 虐待防止のための指針

生活協同組合コープかごしま  
くらし支援部福祉事業課  
コープヘルパーステーション川内

## 1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ①身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ②性的虐待：利用者にワイセツな行為をすること又は利用者にワイセツな行為をさせること。
- ③心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤経済的虐待：利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

## 2. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項について

### ①虐待防止委員会の設置及び開催

虐待発生防止に努める観点から「虐待防止委員会」（以下、「委員会」という。）を設置します。

委員会は、年1回以上開催し、次のことを協議します。

- (1) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- (2) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- (3) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (4) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切

に行われるための方法に関すること

(5) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

(6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

## ②委員会の構成員

委員会の委員長はくらし支援部部長とする。委員の選任については、当該事業所の管理者及び福祉事業課課長、その他必要とされる者の中で委員長が指名した者とする。

### 3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を原則年1回および職員採用時に実施します。研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します

### 4. 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します

### 5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する基本方針

職員等が他の職員等による虐待等を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上長等に相談します。担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上長が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案が発生した原因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。事業所内で虐待等の発生後、その再発の危

険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

**6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針**

当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにします。

**7. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針**

本方針で定める「虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

2022年4月1日 制定

# 虐待防止のための指針

生活協同組合コープかごしま  
くらし支援部福祉事業課  
コープヘルパーステーション鹿屋

## 1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ①身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ②性的虐待：利用者にワイセツな行為をすること又は利用者にワイセツな行為をさせること。
- ③心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤経済的虐待：利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

## 2. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項について

### ①虐待防止委員会の設置及び開催

虐待発生防止に努める観点から「虐待防止委員会」（以下、「委員会」という。）を設置します。

委員会は、年1回以上開催し、次のことを協議します。

- (1) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- (2) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- (3) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (4) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切

に行われるための方法に関すること

(5) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

(6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

## ②委員会の構成員

委員会の委員長はくらし支援部部長とする。委員の選任については、当該事業所の管理者及び福祉事業課課長、その他必要とされる者の中で委員長が指名した者とする。

### 3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を原則年1回および職員採用時に実施します。研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します

### 4. 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します

### 5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する基本方針

職員等が他の職員等による虐待等を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上長等に相談します。担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上長が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案が発生した原因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。事業所内で虐待等の発生後、その再発の危

険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

**6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針**

当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにします。

**7. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針**

本方針で定める「虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

2022年4月1日 制定

# 虐待防止のための指針

生活協同組合コープかごしま  
くらし支援部福祉事業課  
コープデイサービス田上にじいろ

## 1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ①身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ②性的虐待：利用者にワイセツな行為をすること又は利用者にワイセツな行為をさせること。
- ③心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤経済的虐待：利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

## 2. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項について

### ①虐待防止委員会の設置及び開催

虐待発生防止に努める観点から「虐待防止委員会」（以下、「委員会」という。）を設置します。

委員会は、年1回以上開催し、次のことを協議します。

- (1) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- (2) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- (3) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (4) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切

に行われるための方法に関すること

(5) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

(6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

## ②委員会の構成員

委員会の委員長はくらし支援部部長とする。委員の選任については、当該事業所の管理者及び福祉事業課課長、その他必要とされる者の中で委員長が指名した者とする。

### 3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を原則年1回および職員採用時に実施します。研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します

### 4. 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します

### 5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する基本方針

職員等が他の職員等による虐待等を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上長等に相談します。担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上長が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案が発生した原因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。事業所内で虐待等の発生後、その再発の危

険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

**6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針**

当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにします。

**7. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針**

本方針で定める「虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

2022年4月1日 制定

# 虐待防止委員会組織体系図

